

1 保険給付の自己負担額

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	483円
・要介護2	561円
・要介護3	638円
・要介護4	738円
・要介護5	836円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	757円
・要介護2	897円
・要介護3	1,039円
・要介護4	1,206円
・要介護5	1,369円

2 通所リハビリテーション計画に基づき、下記の料金が加わります。

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、1日につき22円加算されます。
- ② 入浴介助加算（Ⅰ）算定時、1日につき40円加算されます。
- ③ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）算定時、開始月から6月以内は1日につき830円、開始から6月を超えると1日につき510円加算されます。
開始時から1月以内に、ご自宅での生活状況・環境・ご本人、ご家族の希望をお伺いする為、職員の訪問があります。
開始時から6月以内は1月に1回、リハビリテーション会議を開催します。
開始から6月を超えると、3月に1回、リハビリテーション会議を開催します。
- ④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算算定時、1日につき110円加算されます。
- ⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき240円加算されます。
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき1,920円加算されます。
- ⑦ 生活行為向上リハビリテーション実施加算算定時、開始月から6月以内は1,250円が1日につき加算されます。
- ⑧ 口腔機能向上加算（Ⅰ）算定時、1日につき150円加算されます。
（月2回限度3か月以内の限度に限り）
- ⑨ リハビリテーション提供体制加算算定時、1日につき28円加算されます。
（利用時間：7時間以上8時間未満に限り）
- ⑩ 送迎がなされなかった際に限り片道につき47円減算されます。
- ⑪ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。（支給限度基準額算定対象外）
- ⑫ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。（支給限度基準額算定対象外）
- ⑬ 通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感

染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

3 利用料

① 食費（1回につき） 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

1 保険給付の自己負担額

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	966円
・要介護2	1,122円
・要介護3	1,276円
・要介護4	1,476円
・要介護5	1,672円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	1,514円
・要介護2	1,794円
・要介護3	2,078円
・要介護4	2,412円
・要介護5	2,738円

2 通所リハビリテーション計画に基づき、下記の料金が加わります。

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、1日につき44円加算されます。
- ② 入浴介助加算（Ⅰ）算定時、1日につき80円加算されます。
- ③ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）算定時、開始月から6月以内は1月につき1,660円、開始から6月を超えると1月につき1,020円加算されます。
開始時から1月以内に、ご自宅での生活状況・環境・ご本人、ご家族の希望をお伺いする為、職員の訪問があります。
開始時から6月以内は1月に1回、リハビリテーション会議を開催します。
開始から6月を超えると、3月に1回、リハビリテーション会議を開催します。
- ④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算算定時、1日につき220円加算されます。
- ⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき480円加算されます。
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき3,840円加算されます。
- ⑦ 生活行為向上リハビリテーション実施加算算定時、開始月から6月以内は2,500円が1月につき加算されます。
- ⑧ 口腔機能向上加算（Ⅰ）算定時、1日につき300円加算されます。
（月2回限度3か月以内の限度に限り）
- ⑨ リハビリテーション提供体制加算算定時、1日につき56円加算されます。
（利用時間：7時間以上8時間未満に限り）
- ⑩ 送迎がなされなかった際に限り片道につき94円減算されます。
- ⑪ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。（支給限度基準額算定対象外）
- ⑫ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。（支給限度基準額算定対象外）
- ⑬ 通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感

染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

3 利用料

① 食費（1回につき） 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

1 保険給付の自己負担額

[3時間以上4時間未満]

・要介護1	1, 449円
・要介護2	1, 683円
・要介護3	1, 914円
・要介護4	2, 214円
・要介護5	2, 508円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	2, 271円
・要介護2	2, 691円
・要介護3	3, 117円
・要介護4	3, 618円
・要介護5	4, 107円

2 通所リハビリテーション計画に基づき、下記の料金が加わります。

- ① サービス提供体制強化加算（Ⅰ）、1日につき66円加算されます。
- ② 入浴介助加算（Ⅰ）算定時、1日につき120円加算されます。
- ③ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）算定時、開始月から6月以内は1日につき2,490円、開始から6月を超えると1日につき1,530円加算されます。
開始時から1月以内に、ご自宅での生活状況・環境・ご本人、ご家族の希望をお伺いする為、職員の訪問があります。
開始時から6月以内は1月に1回、リハビリテーション会議を開催します。
開始から6月を超えると、3月に1回、リハビリテーション会議を開催します。
- ④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算算定時、1日につき330円加算されます。
- ⑤ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき720円加算されます。
- ⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）算定時、開始月から起算して3月以内は1日につき5,760円加算されます。
- ⑦ 生活行為向上リハビリテーション実施加算算定時、開始月から6月以内は3,750円が1日につき加算されます。
- ⑧ 口腔機能向上加算（Ⅰ）算定時、1日につき450円加算されます。
（月2回限度3か月以内の限度に限り）
- ⑨ リハビリテーション提供体制加算算定時、1日につき84円加算されます。
（利用時間：7時間以上8時間未満に限り）
- ⑩ 送迎がなされなかった際に限り片道につき141円減算されます。
- ⑪ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。（支給限度基準額算定対象外）
- ⑫ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。（支給限度基準額算定対象外）
- ⑬ 通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感

染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

3 利用料

① 食費（1回につき） 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。